

令和6年度報酬改定 速報説明会

【報酬編】

**令和6年2月20日
株式会社アイラ**

報酬体系の全体像

児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系（全体像）

現 行

見 直 し 後

加算

個別サポ-ト加算Ⅱ

個別サポ-ト加算Ⅰ

専門的支援加算（配置）
特別支援加算（実施）※併算不可

児童指導員等加配加算
（配置：資格等に応じた評価）

加算

新

個別サポ-ト加算Ⅲ（不登校児童）

改

個別サポ-ト加算Ⅱ（要保護・要支援児童）

改

個別サポ-ト加算Ⅰ（重症児・ケアニーズの高い児）

改

専門的支援**実施**加算（実施）

改

専門的支援**体制**加算（配置）

改

児童指導員等加配加算
（配置：経験年数等に応じた評価）

改

延長支援加算

基本報酬

基本報酬

1日単価

改

下限の設定／時間区分の創設

※児発は旧個別サポ-ト加算Ⅰを包括して評価

①30分以上～
1.5時間以下

②1.5時間超～
3時間以下

③3時間超～
5時間以下

5時間超
（放デイ平日
は3時間超）

※ 図の高さは単位数とは一致しない

※放デイは平日は②まで、学校休業日は③まで算定可

基本報酬

放デイ

※定員10名（重症心身障害児、医療的ケア児を除く）の場合

現

授業終了後	区分1 3時間以上	604単位
	区分2 3時間未満	591単位
学校休業日	—	721単位

改

区分1 30分以上1時間30分以下	574単位
区分2 1時間30分超3時間以下	609単位
区分3 3時間超5時間以下 ※学校休業日のみ	666単位

- ・ **利用時間**に応じた3区分に変更
- ・ **時間区分は原則、個別支援計画に定めた支援時間で判定！**ただし、**事業所の都合で支援時間が短くなった場合は、実支援時間で判定！**
- ・ **極めて短時間(30分未満)の支援は原則算定不可！欠席時対応加算(II)も廃止！**



基本報酬

児発

※定員10名（重症心身障害児、医療的ケア児を除く）の場合

現

主に未就学児

885単位

改

区分1 30分以上1時間30分以下	901単位
区分2 1時間30分超3時間以下	928単位
区分3 3時間超5時間以下	980単位



- ・放デイ同様、**利用時間**に応じた3区分に変更
- ・いずれの**時間区分**においても**報酬増**！
- ・放デイとは異なり、**区分3**は保育園等の利用後でも算定可能！！

延長支援加算

現	重症心身障害児を除く	30分以上 1時間未満	61単位
		1時間以上 2時間未満	92単位
		2時間以上	123単位
算定要件：営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合 ※人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置			

改	重症心身障害児・医療的ケア児を除く	30分以上 1時間未満※	61単位
		1時間以上 2時間未満	92単位
		2時間以上	123単位
算定要件：基本報酬における最長の時間区分に対応した時間の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合 ※職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置			

※30分以上1時間未満は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

基本報酬＋延長支援加算（算定例）

例① 授業終了後の実際のサービス提供時間：5時間（早帰りの場合等）

※サービス提供時間の設定：3時間以上（旧区分1）

現 基本報酬 6 0 4 単位



改 基本報酬 6 0 9 単位（1時間30分超3時間以下）
＋延長支援加算 1 2 3 単位（2時間以上）
＝ **7 3 2 単位**

例② 学校休業日でサービス提供時間は6時間

現 基本報酬 7 2 1 単位



改 基本報酬 6 6 6 単位（3時間超5時間以下）
＋延長支援加算 9 2 単位（1時間以上2時間未満）
＝ **7 5 8 単位単位**



・長時間の支援を行った場合は、**改定後の方が報酬増！！**

児童指導員加配加算

現

専門職員 (理学療法士等)	187単位
児童指導員等	123単位
その他の従業者	90単位

改

常勤専従・経験5年以上	187単位
常勤専従・経験5年未満	152単位
常勤換算・経験5年以上	123単位
常勤換算・経験5年未満	107単位
その他の従業者	90単位

- ・ 資格ではなく、**経験年数と常勤専従/常勤換算**による評価へ
- ・ **経験年数**とは？**児童福祉事業等**に従事した年数のこと！
- ・ 専門職員（保育士を含む）や経験の浅い職員で加配算定していた場合は**加配人員の見直し**を！
- ・ 経験年数5年以上の職員がいる場合は**実務経験証明書の取得**を！



専門的支援加算・特別支援加算

現	専門的支援加算	理学療法士等	187単位	改	専門的支援体制加算	123単位
	特別支援加算	児童指導員 (実務経験5年以上)	123単位		専門的支援実施加算	150単位／回
			54単位／回	体制加算：理学療法士等を配置 実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施 ※実施加算は原則月4回、利用日数に応じて最大6回まで、放デイは2回～6回まで		

理学療法士等とは…理学療法士、作業療法士、言語聴覚、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上の実務経験を有する保育士
※経験5年以上の保育士・児童指導員の配置による加算は兎発のみ
※専門的支援加算と特別支援加算を同一の職員により算定することは不可



- ・ 専門的支援加算と特別支援加算は統合し、専門的（体制・実施）加算へ！！
実施加算は回数制限あり！

個別サポート加算

現

個別サポート加算 (I)	100単位
調査票等で一定の区分・点数に該当する児 に対して支援	

改

個別サポート加算(I)※児発		120単位
重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援 (主として重心児を除く)		
個別サポート加算(I) ※放デイ	ケアニーズの高い児	90単位
	同 強行（基礎）を 配置	120単位
	著しく重度の児	120単位



- ・ 個サポ(I)※児発は厳格化！
- ・ 個サポ(I)※放デイは細分化し、著しく重度の児や強行研修（基礎）修了者による支援を評価！！

個別サポート加算、子育てサポート加算

現

個別サポート加算(Ⅱ)	125単位
要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援	

改

個別サポート加算(Ⅱ)	150単位
要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センターと連携して支援	
個別サポート加算(Ⅲ)	70単位
不登校児に通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合	

新

新

子育てサポート加算	80単位/回 ※月4回まで
保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合	

- ・ 個サポ(Ⅱ)は報酬増！こども家庭センターとの連携も要件のひとつに！

- ・ 個サポ(Ⅲ)と子サポが新設！

不登校児への支援や保護者への相談援助等の取り組みを評価！



強度行動障害児支援加算

現

強度行動障害児支援加算	155単位
基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して支援	

- ・ 強行加算は細分化し、報酬増に！
- ・ 加算開始から90日以内はさらに + 5 0 0 単位 / 日！！
- ・ ただし、基礎研修ではなく、実践研修や中核的人材研修修了者の配置が必要に！



改

強度行動障害児支援加算	(I)児基準 20点以上	200単位
	(II)児基準 30点以上	250単位
	加算開始から 90日以内	+ 500単位
※(I)は実践研修修了者 (II)は中核的人材養成研修修了者を配置し、支援計画を作成し支援		

その他の加算

現

人口内耳
装用児支援加算

445～
603単位

主として**児発センター**において人口内耳を装用している児に支援

改

人口内耳装用児支援加算（Ⅱ）

150単位

医療的機関と連携の下、**言語聴覚士**を配置し計画的に支援

新

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

100単位

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児に**意思疎通**に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合

新

通所自立支援加算

60単位／回 ※算定開始から3月まで

自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援した場合

新

自立サポート加算

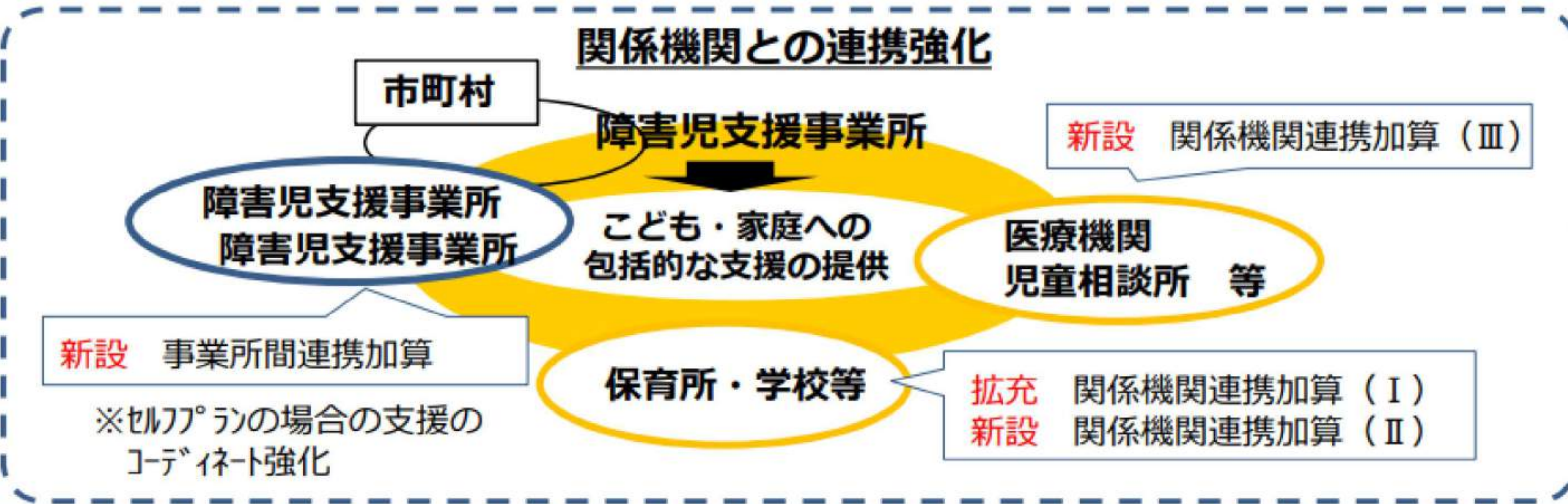
100単位／回 ※月2回まで

高校2・3年生に学校や企業と連携して相談援助や体験等を行った場合



**利用者の特性に応じた
様々な加算が新設！**

関係機関との連携強化の全体像



出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205321.pdf>



- ・ 質の高い発達支援の提供の推進のため、
関係機関との連携強化に係る取り組みを評価！！

関係機関連携加算

現

関係機関連携加算 (I)	200単位 ※月1回まで
保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等	
関係機関連携加算 (II)	200単位 ※1回のみ
就学先・就職先と連絡調整や相談援助を行う	

改

関係機関連携加算(I)	250単位 ※月1回まで
保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等	
関係機関連携加算(II)	200単位 ※月1回まで
保育所や学校等と(I)以外で情報連携	
新 関係機関連携加算(III)	150単位 ※月1回まで
児童相談所、医療機関等と情報連携	
関係機関連携加算(IV)	200単位 ※1回まで
就学先・就職先と連絡調整	

(I) は分化！ (III) は新設！！
児相・医療機関との連携が
新たに評価の対象に！



事業所間連携加算

新

事業所間連携加算（Ⅰ）※中核となる事業所

500単位／回（月1回まで）

事業所間連携加算（Ⅱ）※連携する事業所

150単位／回（月1回まで）

セルフプランで複数事業所を併用する児に事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合

※（Ⅰ）会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施

※（Ⅱ）情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



- ・セルフプランの場合の障害児支援のコーディネート強化が目的！
- ・併せて、自治体から障害児支援利用計画を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有する仕組みを設ける。

保育・教育等移行支援加算

現

保育・教育等移行支援加算	500単位 ※1回まで
※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）	

改

保育・教育等移行支援加算	退所前に移行に向けた取組を行った場合	500単位 ※2回まで
	移行先への助言援助や関係機関等との協議等	
	退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合	500単位 ※1回まで
	退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合	500単位 ※1回まで



・移行前の取組や移行先への相談援助についても評価の対象に！

家庭連携加算・事業所内相談支援加算

現

家庭連携加算 ※月4回まで	1時間以上	280単位
	1時間未満	187単位
家族に対して居宅を訪問して個別に相談援助等を行った場合		

現

事業所内相談支援加算 ※月1回まで	個別	100単位
	グループ	80単位
家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合（個別またはグループ）		

改

家族支援加算	(I) 個別 ※月4回まで	居宅訪問	1時間以上	300単位
		居宅訪問	1時間未満	200単位
		事業所等で対面		100単位
		オンライン		80単位
	(II) グループ ※月4回まで	事業所等で対面		80単位
		オンライン		60単位



- ・両加算は統合して**家族支援加算**に！
- ・相談援助等の**対象**に「**きょうだい**」が追加！
- ・実施方法に「**オンライン**」が追加！

処遇改善加算の全体像

加算率（※）		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	I	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ） 【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】		Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ） 【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】		Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】		Ⅳ	・ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ） 【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

現

処遇改善加算

改

福祉・介護職員 処遇改善加算 (I)(II)(III)	児発	8.1%～3.3%
	放デイ	8.4%～3.4%
福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算(I)(II)	児発 放デイ	1.3%～1.0%
ベースアップ等 支援加算	児発 放デイ	2.0%



福祉・介護職員 等処遇改善加算 ※児発	I	児発	13.1%
		放デイ	13.4%
	II	児発	12.8%
		放デイ	13.1%
	III	児発	11.8%
		放デイ	12.1%
	IV	児発	9.6%
		放デイ	9.8%

- ・ 3 加算統合で**一本化**！ 4 段階の評価に！
- ・ 新制度移行は令和 6 年 6 月 1 日から！
- ・ 令和 6 年度**2.5%**。令和 7 年度は**2.0%**の加算率引き上げを目指す！！
- ・ 令和 6 年度末まで**経過措置期間**あり(後述)



処遇改善加算

現行3加算の合計と一本化後の新加算の比較

現

児発 上限11.4%～下限6.3%

放デイ 上限11.7%～下限6.4%



改

児発 上限13.1%～下限9.6%

放デイ 上限13.4%～下限9.8%

算定要件について

○加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める）

○新加算Ⅳの加算額の1 / 2 以上は月額賃金の改善に充てることを要件とする。

※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2 / 3 以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

経過措置期間について

令和6年度末までの経過措置期間を設け、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般改定による加算率の引上げを受けられることのできる等の措置を講じる。

減算

新

支援プログラム未公表減算

85%

支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

虐待防止措置未実施減算

99%

障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について減算

業務継続計画未作成減算

99%

感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合

情報公表未報告減算

95%

障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合

要対応事項（まとめ）

- 基本報酬・延長支援加算 → 利用者ごとの預かりニーズの把握、サービス提供時間の見直し
- 児童指導員等加配加算・専門的支援（体制・実施）加算 → 加配人員の見直し、実務経験証明書の取得、専門的支援実施加算の算定可否の検討
- 個別サポート加算（Ⅰ） → 強度行動障害養成者（基礎）の受講
- 個別サポート加算（Ⅱ）（Ⅲ）、子育てサポート加算 → 算定可否の検討
- 強度行動障害児支援加算 → 強度行動障害養成者（実践）等の受講
- 処遇改善加算 → より上位の加算の算定検討
- 各種減算 → 減算を回避できるよう書類の整備や公表等を行う
- その他 → 利用者の特性に応じた加算算定の検討を！

